

報告第 1 1 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務局	20. 8. 12	円 301,500	平成20年7月24日、幸区下平間281番地先路上で、本市普通乗用車が、信号待ちのため一時停止していた被害者（東栄興業株式会社）所有の小型乗用車に追突し、そのはずみで当該小型乗用車が、その前方で停止していた被害者（日榮ファイナンス株式会社）所有の軽ライトバンに追突し、そのはずみで当該軽ライトバンが、その前方で停止していた被害者（株式会社ケアサービス）所有の小型ライトバンに追突し、ともに破損させ、並びに当該軽ライトバンを運転していた被害者（横浜市鶴見区在住者）、当該小型ライトバンを運転していた被害者（中原区在住者）及び当該小型ライトバンに同乗していた被害者（川崎区在住者）を負傷させたもの
2	総務局	20. 9. 4	円 442,995	
3	総務局	20. 10. 3	円 55,890	
4	総務局	20. 10. 6	円 158,888	
5	総務局	20. 10. 29	円 245,059	
6	総務局	21. 2. 4	円 150,485	

7	総務局	21. 3. 5	円 224,734	平成20年12月22日、宮前区潮見台20番先路上で、本市普通乗用車が、車線変更した際、後方から走行してきた被害者所有の普通トラックに接触し、破損させたもの
8	環境局	19. 8.10	円 20,035	平成19年3月19日、高津区末長1348番地1先交差点で、本市中型ごみ収集車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
9	環境局	21. 1.28	円 572,150	平成20年7月22日、多摩区東生田2丁目1番2号先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、左側から走行してきた車両を通過させようと停止した際、後方から走行してきた被害者運転の原動機付自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
10	環境局	21. 2. 9	円 10,000	平成20年10月15日、被害者宅先路上で、本市職員が、作業を終え、本市中型ごみ収集車に乗車し、ドアを閉めようとした際、被害者所有の建物の外壁に接触し、破損させたもの
11	環境局	21. 2.10	円 31,500	平成20年9月23日、麻生区高石5丁目7番1号マンション構内で、本市普通空き瓶収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の花壇の外壁に接触し、破損させたもの
12	環境局	21. 3. 2	円 5,240	平成20年12月30日、川崎区日進町1番地先交差点で、本市中型ごみ収集車が、左折しようとした際、左側に車線変更してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
13	環境局	21. 4. 1	円 55,209	平成21年2月9日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
14	環境局	21. 4. 8	円 18,165	平成21年2月20日、麻生区王禅寺西3丁目14番10号先路上で、本市職員が、作業を行うため本市中型ごみ収集車から降車しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
15	環境局	21. 4.15	円 77,400	平成21年2月21日、麻生区王禅寺西8丁目7番9号先丁字路で、本市中型ごみ収集車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの

16	高津区役所	21. 3. 6	円 68,355	平成21年1月31日、大山街道ふるさと館駐車場で、本市小型ライトバンが、駐車場から道路に出ようとした際、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
17	環境局	21. 3. 9	円 217,812	平成20年12月1日、中原区井田三舞町9番15号先路上で、被害者所有の普通乗用車が、車道にはみ出していた植樹帯の樹木に接触し、当該普通乗用車が破損したものの
18	建設局	21. 2. 18	円 313,529	平成20年10月21日、宮前区有馬6丁目20番2号先路上で、被害者所有の小型ライトバンが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、グレーチングが跳ね上がり、当該小型ライトバンが破損したものの
19	建設局	21. 2. 19	円 2,362	平成20年9月2日、宮前区菅生4丁目4番3号先路上で、被害者運転の自転車が走行中、側溝から外れていた蓋 <small>ふた</small> に接触し、当該自転車が破損したものの
20	建設局	21. 3. 30	円 21,303	平成20年9月4日、川崎区砂子2丁目5番地23先路上で、被害者が歩行中、車止めポールの穴に右足を踏み入れ、負傷したものの
21	建設局	21. 3. 30	円 463,756	平成20年9月21日、高津区久地2丁目3番先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したものの
22	港湾局	21. 2. 25	円 122,104	平成19年9月8日、川崎区東扇島86番地港湾局管理地のフェンスが強風により倒れ、隣接する輸出用中古自動車置場に置かれていた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
23	高津区役所	21. 3. 29	円 122,580	平成20年11月21日、高津区北見方2丁目1番20号先路上で、本市職員運転の自転車が、歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの
24	教育委員会	21. 3. 16	円 7,851,049	平成12年2月16日、市立学校の体育館で、体育の授業中、倒立の練習をしていた他の児童の足が、被害者の顔に当たり、負傷したものの
25	教育委員会	21. 3. 16	円 503,830	平成15年3月14日、市立学校の廊下で、総合的な学習の時間中、他の児童に押され、被害者の顔が壁に接触し、負傷したものの
26	教育委員会	21. 3. 19	円 1,725,175	平成19年5月18日、市立学校の教室で、清掃時間中、被害者が、机を運んでいたところ、当該机とともに倒れ、負傷したものの

27	教育委員会	21. 4. 24	円 1,469,595	平成14年2月25日、市立学校の校庭で、被害者が、移動式バスケットゴールのリングにぶら下がったところ、当該移動式バスケットゴールとともに倒れ、負傷したもの
----	-------	-----------	----------------	---

## 2 市長の専決事項の指定第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専決処分 年月日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
21	20.3.19	古市場住宅新築第2号工事	川崎市中原区今井 仲町375番地3 興建・八木・藤田 共同企業体 代表者 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男 構成員 株式会社 八木工 務店 代表取締役 菊池 幸治 構成員 藤田建設株式会社 代表取締役 近藤 和雄	契約金額 787,395,000 円  完成期限 平成21年7月 31日	契約金額 788,802,000 円  完成期限 平成21年9月 10日	21.4.27	電気設備工事請負業者の倒産により現場の作業が一時中断したため、工期を延伸するもの。また、地盤が軟弱であり、山留の範囲を広げたため、設計の内容を変更するもの。
86	20.6.19	浮島2期廃棄物埋立C護岸（地盤改良）その14工事	横浜市中区尾上町 4丁目52番地 東洋・若築共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 赤井 憲彦 構成員 若築建設株式会社 代表取締役社長 福島 章雄	契約金額 1,236,900,000 円  完成期限 平成21年2月 27日	契約金額 1,255,275,000 円  完成期限 平成21年3月 27日	21.2.26	地盤改良（深層混合処理工）において、改良深度に差異等が生じたため、設計の内容を変更するもの。

154	20.12.12	浮島2期廃棄物埋立C護岸 (地盤改良) その17工事	<p>横浜市中区太田町 1丁目15番地 東亜・深田サルベージ共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 鈴木 行雄</p> <p>構成員 深田サルベージ建設株式会社 代表取締役 廣田 圭三</p>	<p>完成期限 平成21年3月 31日</p>	<p>完成期限 平成21年7月 31日</p>	21.3.31	<p>工事の施工に際し、関係機関との調整に時間を要したことから、工期を延伸するもの。</p>
-----	----------	----------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	---------	--